

医政発 1005 第 2 号
令和 5 年 10 月 5 日

各

| |
|---------|
| 都道府県知事 |
| 保健所設置市長 |
| 特別区長 |

 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部改正について

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 289 号）（別添 1 参照）が、本日告示されたので通知する。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に対する周知についてよろしく御配慮願いたい。

なお、「「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の制定について」（平成 24 年 7 月 23 日付け医政発 0723 第 1 号厚生労働省医政局長通知）は、本通知の発出をもって廃止する。

記

1. 改正の趣旨

歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項（平成 24 年厚生労働省告示第 438 号）は、厚生労働大臣が歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき示すものである。平成 24 年より開始された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」については、その終期が令和 5 年度となっているため、令和 4 年 10 月に最終評価が行われた。最終評価では、指標の一部が悪化している、歯や口腔の健康に関する健康格差がある、国・地方公共団体における P D C A サイクルの推進が不十分であるといった課題が指摘された。

これらの議論を踏まえ、基本的事項を改正し、令和6年度から、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」（歯・口腔の健康づくりプラン。以下「歯・口腔の健康づくりプラン」という。）を展開することとした。

2. 改正の概要

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現に向けて、「個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備」及び「より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施」に重点を置き、歯科口腔保健のさらなる推進に向けて取り組む旨などを規定した。

歯科口腔保健の推進に向けて、生涯にわたる歯・口腔の健康に関する取組を達成していくとともに、歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指すこととし、これまで掲げていた基本的事項に加えて、歯科口腔保健の推進に関するロジックモデル等を参考にし、効率的な歯科口腔保健の推進を図ることとした。

歯・口腔の健康づくりプランの計画期間については、関連する他の計画の計画期間などを踏まえ、令和6年度から令和17年度までの12年とし、計画開始後6年（令和11年度）を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、計画開始後10年（令和15年度）を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価する。

現在定められている歯科口腔保健の推進に関する目標項目（指標を含む）について、各目標の必要性、目標値の水準を検証し、目標項目の見直しを行った。なお、歯・口腔の健康づくりプランで定めた指標一覧は表1の通りである。

3. 都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項の策定

都道府県及び市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する都道府県健康増進計画、地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する地域保健対策の推進に関する基本指針、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき都道府県が策定する医療計画（以下「医療計画」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成

18 年法律第 98 号) に規定する都道府県がん対策推進計画、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成 30 年法律第 105 号) に規定する都道府県循環器病対策推進計画、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成 30 年法律第 104 号) に規定する成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) に規定する都道府県地域福祉支援計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) に規定する都道府県障害福祉計画等との調和に配慮する。

なお、政策的に関連が深い他の計画等に定める内容が、当該都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項に定める内容と重複する場合には、当該都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項とそれらの計画を一体のものとして策定することも可能である。政策的に関連が深い計画として、例えば上記に掲げる計画が考えられるが、それ以外の計画についても、各地方公共団体において政策的に関連が深い計画であると判断する場合には、一体のものとして策定して差し支えない。市町村における歯科口腔保健の基本的事項の策定については、地域の実情を踏まえ、特段の支障がない場合は、複数の市町村で共同策定することも可能である。

4. 歯・口腔の健康づくりプラン推進のための説明資料について

歯・口腔の健康づくりプランについて、その詳細な趣旨、内容等については「歯・口腔の健康づくりプラン推進のための説明資料」(別添 2 参照) にお示ししているので、各地方公共団体において歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を策定するに際し、参考にされたい。

5. 参考指標について

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項において、別途示すこととしている参考指標は表 2 の通りであるので、参考にされたい。

(表 1) 歯・口腔の健康づくりプランの指標一覧

| |
|----------------------------|
| 3 歳児で 4 本以上のう蝕のある歯を有する者の割合 |
|----------------------------|

| |
|---|
| 12 歳児でう蝕のない者の割合が 90%以上の都道府県数 |
| 40 歳以上における自分の歯が 19 歯以下の者の割合 |
| 20 歳以上における未処置歯を有する者の割合 |
| 60 歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合 |
| 10 代における歯肉に炎症所見を有する者の割合 |
| 20 代～30 代における歯肉に炎症所見を有する者の割合 |
| 40 歳以上における歯周炎を有する者の割合 |
| 80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合 |
| 50 歳以上における咀嚼良好者の割合 |
| 障害者支援施設及び障害児入所施設での過去 1 年間の歯科検診実施率 |
| 介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去 1 年間の歯科検診実施率 |
| 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合 |
| 歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合 |
| 過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合 |
| 法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合 |
| 15 歳未満でフッ化物応用の経験がある者 |

(表 2) 参考指標一覧

| |
|--|
| 3 歳児でう蝕のない者の割合 |
| 12 歳児でう蝕のない者の割合 |
| 20 歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合 |
| 40 歳代における歯周炎を有する者の割合 |
| 60 歳代における歯周炎を有する者の割合 |
| 60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者の割合 |
| 60 歳代における咀嚼良好者の割合 |
| 80 歳での咀嚼良好者の割合 |
| 市町村支援を実施している都道府県数 |
| 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（歯科口腔保健計画を含む）を策定している市町村の割合 |
| 乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市町村の割合 |

| |
|--|
| 学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合 |
| 歯周病に関する事業を実施している都道府県数 |
| 口腔機能の育成に関する事業を実施している都道府県数 |
| 口腔機能低下対策に関する事業を実施している都道府県数 |
| 障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数 |
| 要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数 |
| 在宅等で生活等する障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数 |
| 在宅等で生活等する要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数 |
| 医科歯科連携に関する事業を実施している都道府県数 |